

奨 学 生

募 集

十和田市

十和田市では有能な人材を育成するため、向学心に燃える学生及び生徒に対し、修学上必要な学費を貸与します。

募集の概要

- 募集対象 保護者が市内在住の高校生(高専含む)、大学生
- 貸与金額 高校生…月額 15,000 円まで
大学生…月額 64,000 円まで (無利子)
- 募集人数 高校生5人、大学生 15 人
- 申請期間 令和6年4月1日(月)～4月30日(火)

<詳細は裏面をご確認ください>

※募集要項、申請書類等は市ホームページからダウンロードできます。

<お問い合わせ先>

十和田市教育委員会 教育総務課学務係

☎0176-58-0182

HP : <http://www.city.towada.lg.jp/bunka/iinkai> または「十和田市 奨学金」で検索



申込み資格のあるかた

下記のすべてを満たすかた

- 保護者が市内に住所を有していること。
- 高等学校（高等専門学校を含む。）又は大学（短期大学を含む。）に在学していること。（専門学校及び大学院は除く。）
- 経済的理由により学費等の支弁が困難と思われること。

保 証 人

2人の連帯保証人が必要です。1人は奨学生の保護者とし、他の1人は市内に居住する成人であって、独立の生計を営むかたとします。

提 出 書 類

- ① 奨学金貸与申請書（教育総務課にあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。）
- ② 成績証明書（1年生の場合は、前学校の最終学年の証明書。2～4年生は前学年の証明書。）
- ③ 在学証明書
- ④ 住民票謄本（別世帯でも生計を一にする家族分を含む。）
- ⑤ 令和5年度（令和4年分）所得証明書（学生以外の④の家族全員分）
- ⑥ 連帯保証人2人の印鑑証明書（①の申請書に押印した印鑑の証明書）
- ⑦ 奨学金返還計画書
- ⑧ 申請時の確認事項

※②～⑥の書類は、令和6年4月1日以降に発行されたもの

選 考 基 準

申請者の家庭の経済状況、学業成績及びその他家庭内の状況等を考慮し、総合的な判定のもと決定します。

申請から採用・貸与までの流れ

- ① 奨学金の申請（4月）
募集期間内に、提出書類を教育総務課へ提出していただきます。
- ② 選 考（5月中旬）
十和田市奨学生選考委員会を開催し、審議を経て教育委員会が奨学生及び貸与金額を決定します。
- ③ 結果の通知（5月下旬～6月上旬）
②の結果を申請者へ通知します。
- ④ 書類の提出（6月中旬）
採用された方は、誓約書と本人名義口座の通帳の写しを教育総務課へ提出していただきます。
- ⑤ 振込み（6月下旬）
④の提出書類を確認し、奨学生の口座に1年分を一括して振込みします。
- ⑥ 成績及び在学の確認（翌年度4月）
奨学生に採用された方は、成績と学校への在学及び進級をしたことを確認するため、採用の翌年度から、毎年4月末日までに「成績証明書」と「在学証明書」を提出していただきます。
- ⑦ 翌年度以降の振込み（5月下旬～6月上旬）
⑥の提出書類を確認し、奨学生の口座に1年分を一括して振込みします。

返還について

奨学生は、貸与期間の満了又は貸与を廃止した月の1年後から10年以内に、教育委員会の承認する返還計画に基づいて返還していただきます。

ただし、災害又は疾病等、やむを得ない理由により返還が困難な場合には、返還を猶予することができます。

留年したら…

留年した年は貸与が停止し、次年度進級したら貸与を再開します。2回留年すると奨学金の貸与を廃止します。